

**加須市クビアカツヤカミキリ
薬剤防除等対策補助金**

手 引

加須市では、クビアカツヤカミキリの被害拡大を防止するため、市内に植生するクビアカツヤカミキリによる被害木を所有する個人及び事業者等を対象に、被害木の伐採及び薬剤防除費用（以下「伐採等」という。）の一部を補助します。

1 補助金を受けることができる方（申請者）

市内に住所を有する個人・市内に所在する事業所の代表者・自治協力団体の代表者等であり、以下のいずれにも該当する場合、対象となります。

- ①市内に植生するクビアカツヤカミキリによる被害木の所有者又は管理であり、埼玉県が作成した手引に準じた被害木の対策を市内業者に請け負わせる者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有していない者
- ③補助金の交付申請時に市税（個人にあっては、国民健康保険税を含む。）を滞納していない者
- ④申請年度内に次に掲げる事業のいずれかを実施する者
 - ア 手引に定める登録農薬を被害木に使用する薬剤防除
 - イ 被害木の伐採及び処分
 - ウ その他手引に準じた被害の確認及び防除

※所有者又は管理者が自ら行う伐採や薬剤等要した費用は対象外となります。

※市内業者に請け負わせたものに限り対象となります。

2 申請から補助金交付までの流れ

- ①（申請者）本庁舎 環境政策課及び各総合支所地域振興課へ
施工予定の1か月前までに申請書類一式を提出
- ②（市）申請書類審査（2～3週間）
審査終了後、交付決定通知書を申請者へ発送
- ③（申請者）業者による施工開始。完了後、10営業日以内に実績報告書を
本庁舎 環境政策課及び各総合支所地域振興課へ提出
- ④（市）実績報告書類審査（2～3週間）
審査終了後、確定通知書及び請求書を申請者へ発送
- ⑤（申請者）請求書を提出
- ⑥（市）指定口座へ振込（請求書を受理してから3～4週間）

3 補助金額

補助対象経費の2分の1(1,000円未満切捨)で、上限50,000円

4 申請期間・申請窓口

○申請期間：～令和7年2月28日(金)

※受付期間中でも、予算額に達した場合は受付を終了する可能性があります。

○申請書提出先

環境安全部 環境政策課 0480-62-1111 (代)

騎西総合支所地域振興課 0480-73-1111 (代)

北川辺総合支所地域振興課 0280-61-1205 (直)

大利根総合支所地域振興課 0480-72-1319 (直)

5 申請時提出書類

施工実施予定日の1か月前までに以下の書類を添えて提出

<必要書類>

①加須市クビアカツヤカミキリ薬剤防除等対策補助金交付申請書(様式第1号)

②個人の場合、住民票の写し(※)

③法人の場合、登記簿謄本の写し

④補助対象経費の詳細が分かる見積書の写し、又はこれに代わる書類

⑤被害木状況写真(施工前)

⑥本市の市税完納証明書(※)

⑦宣誓書(様式第2号)

⑧個人情報の確認に係る同意書(様式第3号)※同意書を提出する場合、②・⑥省略可

⑨その他市長が必要と認める書類

※当補助金は着工前申請です。

※決定通知書発行後に施工をお願い致します。

※施工は年度末(3月31日)までに完了していることが条件です。

※決定通知書発行前に施工したものは補助金の対象外となりますので

ご注意下さい。

6 実績報告時提出書類

施工完了から10営業日以内に以下の書類を添えて提出

<必要書類>

- ①クビアカツヤカミキリ薬剤防除等補助金実績報告書（様式第9号）
- ②対象経費の詳細が分かる領収書の写し
- ③薬剤防除等の施工中及び施工後の状況写真
- ④その他市長が必要と認める書類

○問い合わせ先
加須市役所 環境政策課
0480-62-1111（内線232）